

指導行政のポイント

今年の課題は“移行措置”の実施

菱村 幸彦

明けまして、おめでとうございます。今年もよろしく願い申し上げます。

学校の判断でほとんど先行実施が可能

さて、今年教育界の課題は、なんとといっても4月からスタートする新教育課程への移行である。

今回の移行措置の方針は、総則や道徳等は直ちに先行実施する、算数・数学、理科は教材を整備して先行実施する、その他の各教科等は学校の判断で先行実施できる、小学校の外国語活動も学校の裁量により実施できる などとなっている。

もともと移行措置の趣旨は、いわば「ならし運転」により、旧指導要領から新指導要領への移行をスムーズに行うことにある。しかし、今回の移行措置は、可能な限り、新指導要領を先行実施することを基本としている。で、学校の判断により、ほとんどの教科・領域で新指導要領の先行実施が可能となっている点に注意する必要がある。

移行措置で留意すべき点は、次のとおりである。

第1は、言語活動の充実。言語は知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基礎である。国語科において、児童・生徒の言語能力をしっかりと育成することが重要であるが、それに加えて、新指導要領では、各教科・領域において言語活動の充実を図るべきことが特記されている。例えば、社会科では観察や調査などに基づく表現活動、算数科では数・式・グラフ等を用いた言語活動、理科では観察や実験の結果を考察する表現活動などが求められている。

第2は、道徳教育の充実。新指導要領の総則は、道徳教育は道徳の時間を「要(かなめ)」として行うことが改めて特記されている。また、教育基本法の教育目標の改正を受けて、総則では「伝統と文化の尊重」「国を愛する心」「公共の精神」などが明記

され、「主体性のある日本人」の育成が掲げられている。加えて、新指導要領では各教科・領域においても総則道徳や道徳の時間との関連を図って、適切な指導を行うことが求められている。

第3は、理数教育の充実。新指導要領では、世界的な学術研究・科学技術競争を踏まえて理数教育の質・量両面の充実を図っている。新指導要領に基づく理数科の授業は、新教科書なしでは無理だが、文科省は移行用の理数科教材を用意することにより、新指導要領の前倒し授業を要請している。

移行のための校内体制の整備

第4は、文化・伝統教育の充実。教育基本法の改正により、学校教育法の教育目標に「文化と伝統の尊重」が明記された。これを受けて、新指導要領は、例えば、国語科では古典学習の重視、社会科では歴史学習の充実、音楽科では和楽器の指導、保健体育科では武道の必修化などを図っている。

第5は、外国語教育の充実。新指導要領は、小学校高学年において週1コマの外国語活動を定めている。また、中学校では文法を言語活動と一体的に指導するとともに学習すべき単語数を増やしている(高校では、原則として英語で授業を行う方針を打ち出している)。

以上、移行措置のポイントを概観した。各学校においてはすでに移行措置に向けた校内の体制づくりが進んでいると思うが、職員会議をはじめ、企画(運営)委員会、教育課程委員会、教科部会、学年会など関係する校内組織をフルに回転させて、新教育課程への取組みを本格化させる必要がある。完全実施までにはまだ時間があるとのんびり構えていると、その学校は取り残されるおそれがある。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

■最新刊!

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』法改正を踏まえて全面改定!

『各教科等における言語活動の充実』 高木展郎【編】B5判・240頁・2,520円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)